

■募集

- (1) 募集人員 1名
- (2) 募集期間 4月8日(月)～5月24日(金)

(3) 応募資格

次の要件を全て満たす者

- ① 平成25年4月1日現在で満20歳以上満40歳以下の者
- ② 県内に住所を有する者またはその子弟で通学のため県外に住所を有する者
- ③ 日常生活に必要な最低限の中国語ができる者
- ④ 研修終了後、将来継続的に本件の国際交流事業の推進に寄与できること。

(4) 応募方法

電話またはEメールにより県国際課まで浙江省友好交流員応募書類を請求し、必要事項を記入のうえ、県国際課に郵送する。

■選考試験

- (1) 試験日時 平成25年6月上中旬(日程・感情等は後日調整)
- (2) 試験方法 面接

■応募書類の請求・問い合わせ先

栃木県産業労働観光部国際課

☎028(623)2195

相談

身体障がい者巡回相談の実施について

とちぎりハビリティセンターの巡回相談が実施されます。補装具の適判定や身体障害者手帳申請のための診断書作成、その他相談等をお受けします。ご希望の方は6月12日(水)までに電話で申し込みください。

■対象者

肢体に障がいのある方

■日時

6月27日(木)午後2時～

■場所

保健福祉センターゆうゆう館

■内容

- ① 補装具等に関する相談及び処方並びに適判定
- ② 医学的な相談及び判定
- ③ その他生活全般に係る相談

■申し込み・問い合わせ先

社会福祉課

☎(52)1112

## 民生委員児童委員は、皆さんと同じ地域に暮らす最も身近な相談相手です

民生委員児童委員は、皆さんに福祉全般に関する様々な悩みや問題が生じたときに、皆さんの立場になって力になってくれる身近な相談相手です。また、地域福祉の推進活動においても活躍しています。現在、下野市では108名の民生委員児童委員が厚生労働大臣から委嘱され、市内の各地域で活動しています。

民生委員児童委員は、報酬を受けずに活動する委嘱ボランティアで、民生委員法に基づき地域福祉推進のために幅広い活動を行っています。また、児童福祉法により児童委員を兼ねており、児童健全育成や児童福祉に関する活動も行います。さらに、委員の中には児童委員活動を一層充実させるために、子どもや子育てに関する相談を専門的に担当する6人の主任児童委員がいます。

民生委員児童委員は、地域に暮らす皆さんの心配ごとなどの解決を図ります。必要に応じて専門機関や福祉サービスの案内をし、皆さんと行政機関等とのパイプ役を務めます。また、民生委員児童委員には守秘義務(民生委員法第15条)があります。相談内容の秘密を守り、個人情報やプライバシーの保護に配慮した支援活動を行っていますので、安心してご相談ください。

※民生委員児童委員はそれぞれ担当地区(受け持ち地区)があります。お住まいの地区の民生委員児童委員がわからないときは社会福祉課までお問い合わせください。

■問い合わせ先 社会福祉課☎(52)1112

■5月12日は民生委員・児童委員の日です。

大正6年5月12日、今の民生委員制度の基になった「済世顧問制度」が発足しました。この創設の日を記念し、全国の民生委員・児童委員が社会福祉の増進に取り組む決意を新たにするとして、昭和52年、民生委員の日が制定されました。